

各消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部長 吉村 幸子
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則及び「消費生活協同組合法施行規則の
一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

記

送付資料

- (1) 令和元年 9 月 30 日付社援協発 0930 第 1 号(写)
- (2) 新旧対照表
- (3) 官報 (写)
- (4) 令和元年 10 月 2 日付社援地発 1002 第 1 号(写)
- (5) 新旧対照表
- (6) 改正後の様式例一式

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当
電話：03 (5388) 3060
FAX : 03 (5388) 1332
E-mail:
S0000580(at)section.metro.tokyo.jp